事業再構築補助金・ものづくり補助金と併用可能！
「先端設備等導入計画」(中小企業等経営強化法)のご案内

with-B株式会社_2023年11月発行版

メリット大！
積極的に活用すべき
税制優遇制度です。

先端設備等導入計画とは

「設備投資を通じて労働生産性の向上を実現するための計画」です。
3～5年間※の計画期間内に先端設備等を導入して、労働生産性※を
年平均3%以上向上させること、投資利益率※を年平均5%以上
となることを目的に策定します。これを申請し、認定を受けた事業者は、
計画実行のための支援措置(税制支援、金融支援)を受けられます。

※市区町村が策定する導入促進基本計画で定めた期間となります。
※労働生産性とは労働者1人が1時間あたり、どれだけのモノやサービスを生み出せているかを知ることができる指標のことです。
※投資回収率とは投資した金額に対して回収できた(回収する見込み)金額の割合です。

「労働生産性」や「投資回収率」の数値計算も弊社にていたします。

メリット

新規設備投資に係る固定資産税(償却資産)が軽減になります！

(従業員に対する賃上げ表明がある場合)4年間又は5年間、課税標準を1／3に軽減
(従業員に対する賃上げ表明がない場合)3年間、課税標準を1／2に軽減
※賃上げ表明は給与等支給額の増加率が1.5%以上となる賃上げ方針の表明となります。

先端設備等導入計画の申請の流れ

① 弊社にて「先端設備等導入計画」「投資計画」 を策定支援し、確認書も弊社にて発行いたします。

② 市区町村へ申請(電子申請又は郵送にて申請)を行い、認定を受けます。(3週間～4週間程度)

③ 認定後に設備を取得、税制措置・金融支援を受け、生産性向上に資する取組を実行しましょう！
※税制措置を受けるには別途手続きが必要となります。

対象となる設備等

設備の種類	用途又は細目	最低価格
機械装置	全て	160万円以上
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上
器具備品	全て	30万円以上
建物附属設備	全て(ただし、家屋と一体で課税されるものは対象外)	60万円以上

※市区町村が定める導入促進基本計画で異なる場合があります。

ご注意いただきたい点

※設備等の取得前に「先端設備等導入計画」の認定を受けることが【必須】です。
※計画策定に一定の期間を要しますので、導入が決まっている場合は余裕を持って
お早めにご検討を！まずは一度ご相談ください。

設備によっては「経営力向上計画」の併用も可能です！
「即時償却」または「税額控除(最大10%)」を受けることのできる制度になります。

◇with-B株式会社の税制優遇プラン◇

設備投資における一括償却や税額控除、固定資産税免除を
勝ち取るために必要な計画策定をご支援します。
合理的・効果的な税額の繰り延べ・控除により
キャッシュフローの改善をご支援します。